

県立高校生通学支援事業

【目的・必要性】

本県では近年、運転手不足等により路線バスの減便等がなされ、県立高校生の通学に影響が生じている。県立高校生の通学については、令和6年度から緊急時限的な取組として、路線バス等の減便・廃止の影響により定期代の負担が増加した生徒に対して支援を行っている。また、令和6年6月に通学状況に関する調査を実施し、調査の結果、高額な通学費を負担している生徒が一定数存在することが把握できたため、県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、通学費を理由に生徒が希望する学びを諦めることがないよう、令和7年度からは高額な通学費を負担している生徒に対しても通学費の一部を支援している。

○ 令和8年度の支援

- ① 県内の市町村に住所を有し、本県の県立高校に通学する生徒のうち、その保護者等が一定の所得基準（目安として年収約910万円未満）を満たし、通学費が月額2万円を超える者に対して、超えた額の2分の1を補助する。

ただし、高校等を卒業又は修了した者及び高校等に在学した期間が通算36月（定時制の場合は別途算定）を超える者は対象外とする。



① 支援のイメージ

- 例 1か月のバスの定期代が10,000円、電車の定期代が15,000円のあわせて25,000円の通学費を負担している場合
 $25,000円 - 20,000円 = 5,000円$
 5,000円の半額2,500円を補助する。



(定期代その他、バイク通学や車送迎にかかる費用も対象とする)
 → 距離に応じて県で設定した額を経費とみなす。

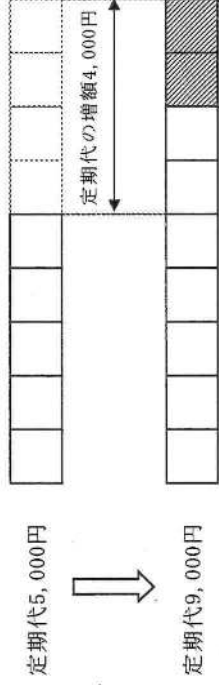
※ 他の公的補助を受けている場合は、経費から補助額を控除

- ② 令和6年度に通学にかかる定期代の増額分を補助した生徒に対して、引き続き、定期代増額分の2分の1を補助する。



② 支援のイメージ（令和6年度に補助を受けた者対象）

- 例 1か月の定期代が5,000円から9,000円になった場合は、増加分4,000円の半額2,000円を補助する。



※ 申請は、どちらか1つに限るものとする。